

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【公開番号】特開2001-268655(P2001-268655A)

【公開日】平成13年9月28日(2001.9.28)

【出願番号】特願2000-77118(P2000-77118)

【国際特許分類第7版】

H 04 Q 9/00

B 60 R 25/00

E 05 B 49/00

E 05 B 65/20

G 06 F 1/00

【F I】

H 04 Q 9/00 301B

B 60 R 25/00 606

E 05 B 49/00 K

E 05 B 65/20

G 06 F 1/00 370E

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月11日(2003.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

処理装置と携帯型情報端末とを無線接続する交信範囲が制限された近距離無線通信手段と、前記処理装置に設けられた携帯型情報端末との無線交信が可能な状態であるか否かを判定する交信可能状態判定手段と、該交信可能状態判定手段の判定結果が交信可能状態であるときに当該処理装置を所定の第1の動作状態に設定し、交信不能状態であるときに当該処理装置を前記第1の動作状態とは異なる第2の動作状態に設定する動作制御手段とを備えていることを特徴とする処理装置の動作制御装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

このステップS22では、受信データが有るか否かを判定し、受信データがあるときにはステップS23に移行して、受信したデータに応じた表示処理等のデータ受信処理を行ってから前記ステップS11に戻り、受信データがないときには、ステップS24に移行して、所定時間が経過したか否かを判定し、所定時間が経過していないときには経過するまで待機し、所定時間が経過したときにはステップS25に移行して、接続確認処理を行う。この接続確認処理は、接続相手からのビーコンを受信したときに接続確認用の接続確認フレームを送信して、接続確認を行い、次いでステップS26に移行して、接続確認が正常に終了して接続相手が存在するか否かを判定し、接続確認が正常に終了して接続相手が存在する場合には前記ステップS20に移行し、接続確認を行うことができないときには接続相手が存在しないものと判断して前記ステップS12に移行する。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0042**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0042】**

このように、パーソナルコンピュータPCで携帯型情報端末PDAを認識する状態となると、この携帯型情報端末PDAのMACアドレスが設定MACアドレスと一致するので、図4の作動制限御処理において、ステップS2からステップS3に移行して、オペレーティングシステムが起動されているか否かを判定し、オペレーティングシステムが起動されていないので、ステップS4に移行して、オペレーティングシステムの起動処理が行われてからステップS5に移行し、作動制限処理中ではないので、ステップS7に移行し、電源がオン状態を継続しているので、ステップS1に戻る。その後、オペレーティングシステムが起動されると、ステップS3から直接ステップS5に移行することになり、オペレーティングシステムの実行状態が継続され、所望のアプリケーションソフトを起動して、所望の処理を実行することができる。